

## 米国：電子渡航認証システム (ESTA) について

電子渡航認証システム(ESTA)の概要をお知らせします。ESTA渡航認証は米国当局のウェブサイトから申請できますが、弊社に申請代行を依頼いただくことも可能です。

<いつからESTA渡航認証の取得が義務付けられますか？>

2009年1月12日以降に米国に入国する方は渡航認証の取得が必要です。これ以前に入国する場合も任意で取得することが可能です。

<ESTA渡航認証はどのように申請・取得するのですか？>

インターネットを通じて米国当局のウェブサイト(<https://esta.cbp.dhs.gov>)にアクセスし、その画面上で申請し手続きします(携帯電話からのアクセス不可)。渡航者ご本人様が申請・取得することが困難な場合、旅行会社や家族、知人が代わって申請することも可能です。申請時に必要な情報は、旅券情報、渡航情報\*(搭乗地、利用航空会社、米国滞在先)、申請者情報(Eメール\*、米国入国条件を満たしているか)です。ウェブサイトは日本語ページが選択できますが、必要な情報は英字で入力します。

※ 申請に際し、入力は必須ではありません。

<ESTA渡航認証は申請後、どれくらいで取得できますか？>

ウェブサイトで必要事項を入力後、すぐに画面上で認証を取得できる場合もあれば、保留や拒否の回答が画面に表示される場合もあります。回答が保留の場合、72時間以内に再度ウェブサイトアクセスし「状況確認」を行ないます。回答が拒否の場合で、米国への渡航を希望される場合、米国大使館・領事館で査証申請・取得が必要です。米国当局は渡航予定が決まったら、なるべく早く申請・取得することを案内しています。渡航直前に申請し、回答が保留や拒否の場合、出発日までに認証が取得できない、米国査証が取得できない(認証拒否された方は取得まで時間を要することが予想されます)、といった状況となり渡航できなくなる可能性が高まりますので、余裕をもって申請する必要があります。なお、認証拒否や査証取得ができない(間に合わない)等の理由で旅行商品をキャンセルされる場合、所定の取消料が発生します。

<ESTA渡航認証の申請・取得に費用はかかりますか？>

2008年11月14日現在、米国当局は認証の申請・取得に際し課金していません。なお、弊社に申請代行を依頼される場合は手数料として¥4,200(税込)を収受いたします。

<ESTA渡航認証を取得し忘れた場合、どうなりますか？>

認証の有無は航空機(船舶)のチェックイン時に航空機(船舶)の係員によって確認されます。認証がない場合は、搭乗(乗船)できないため、その場で申請することになりますが、申請する時間がない場合や取得できなかった場合、予定した航空機(船舶)に搭乗(乗船)できない可能性があります。お客様ご自身で認証を申請・取得される場合、取得漏れのないよう十分ご注意ください。お客様ご自身で申請・取得される場合、弊社では取得漏れに対する責任を負うことはできません。

<ESTA渡航認証を取得すると、その証明書が発行されますか？>

証明書は発行されません。認証が取得できた場合、ウェブサイト上で<渡航認証許可>という画面が表示されるので、その画面をプリントアウトしご自身の「控え」とします。プリントアウトは義務ではありませんが、おすすめいたします。弊社に代行依頼をされた場合、取得完了の証明書<ESTAカード/弊社が発行するもので米国当局の書類ではありません>をお渡します。

<取得したESTA渡航認証に有効期間はありますか？>

取得した日から2年間、または現在の旅券の有効期限が切れるまでの、いずれか早い方の日まで有効です。なお、次回の米国渡航の際、認証の有効期間中であっても旅券に記載された情報に変更がある場合、新しく認証を申請・取得する必要があります。

<ESTA渡航認証を取得したが、米国渡航予定がなくなった場合はどうすべきですか？>

特に手続は不要です。ただし、次の米国渡航時には今回取得した認証の情報(名前、旅券番号)に変更がないか、認証の有効期限が切れていないか、等を確認する必要があります。

<ESTA渡航認証を取得するのに申請番号や有効期間を忘れた場合、照会することはできますか？>

できません。再度、認証を申請されることをおすすめします。

### 注意事項

1. 取得したESTA渡航認証は査証免除プログラムに基づいた渡航資格があることを証明するもので、米国入国を保証するものではありません。米国到着時に入国地で税関国境警備局審査官の審査を受け、入国可否が決定します。何らかの理由により入国拒否と判定されることもあります。
2. ESTA渡航認証を申請し、回答が拒否の場合でも、渡米のための査証申請ができないということではありません。
3. ESTA渡航認証を申請する際、故意による重大な偽り、虚偽の申告または詐称を行なった場合、行政処分や刑事処分を受けることがあります。弊社に申請代行をご依頼いただく場合、次ページの「米国無査証入国に関する質問書・及びESTA渡航認証申請代行の申込書」には真実、かつ正確な情報をご記入下さい。
4. ESTA渡航認証取得後、その認証に影響を与えるような新しい情報がある場合等、何らかの理由により米国当局に認証を取り消されることがあります。